

スポーツ権の確立をめざして

— 協力・共同の呼びかけ —

新日本体育連盟第12回総会決議

1979年2月18日

スポーツは、人間の発展と幸福な生活にとって欠くことのできないものである。スポーツは、青少年にとって、健全な肉体と精神をつちかい、調和のとれた人格を形成するうえで不可欠な要素である。スポーツをおこなうことによって、人びとは健康な楽しみをひしひしと感じ、健康と充実した生活への意欲をかきたてられる。競技とトレーニングは、人びとの勇気と自律心をやしない、友情と連帯の感情をたかめずにはおかない。こうした文化としてのスポーツを普及し向上させることは、すべてのスポーツ関係者の責務である。

以前、スポーツは、一部の特権的な人びとの趣味の対象でしかなかった。しかし、今日では、国民のひろい層が生活にスポーツをとり入れたいと切実にのぞんでいる。近年、人びとの労働と生活の条件は大きく変わった。こうしたなかで自由時間をふやし、人びとがスポーツにしたしむことは、健康で文化的な生活にとって不可欠なものとなった。こうして、だれもがスポーツをやれるようにすることは、今日の時代の要請となっている。

わが国の現行憲法は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と明記しており、スポーツは当然その重要な構成部分である。新体連は、こうした見地から1965年の創立のさい、「スポーツは万人の権利」という理念をかかげた。今日はスポーツをおこなうことはすべての人びとの権利であるという思想は広く普及し、国際的にも公認されてきている。たとえば、1975年にヨーロッパのスポーツ担当大臣会議が採択した「みんなのスポーツ憲章」は、「すべての個人は、スポーツに参加する権利を持つ」と宣言している。

しかし、わが国の政府および既成のスポーツ団体の指導層は、大企業の宣伝と結びついた少数の選手養成を中心としたスポーツ政策の枠をこえることができず、国民スポーツの振興は著しくたちおけている。それは、だれもが低料金で使える公共スポーツ施設と、専門的な技術や知識をもつ指導者の極端な不足に端的に示されている。それはヨーロッパの先進工業国とくらべて著しくたちおけている。そのため多くの人びとは、スポーツをやりたくてもなか

なかやれない状況におかれている。

同時に、政治、文化、教育など社会の全般的な反動化がすすむなかで、スポーツの反動的な利用への動きがつよまっていることも軽視できない。

近年、わが国の競技水準が若干の種目をのぞいては国際的にみて相対的に低下してきている。競技水準の向上は“より速く、より高く、より強く”というスポーツの本質にかかわるものだけに、こうした状態は憂慮にたえないものがある。それは、わが国のスポーツの大衆化のたちおくれと無関係ではない。

わが国のスポーツは、そのあり方の根本的な転換がもとめられている。それは、なによりも国民のスポーツをおこなう権利が保障される方向に転換することである。それは、国や自治体の責任で、公共スポーツ施設の画期的な増設および指導者の大量養成をおこない、だれもがスポーツをやれるようにすること、同時に、国民のスポーツ活動にたいして行政機関や企業は政治的差別をしないこと、これを実現することである。それを基礎に、あわせて、科学的な技術及び指導法、一貫した指導体系の確立をはかるなど競技水準の本格的な向上を実現することである。こうした方向への転換こそ、わが国のスポーツの洋々たる前途をきりひらくものである。

新体連は、わが国のスポーツの真

に大衆的で民主的な発展をはかるため、思想や政治的信条をこえて共通の課題の実現をめざし、広範なスポーツ関係者、民主団体、国民各層の合意をひろげ協力共同を発展させるよう心から呼びかける。

同時に、新体連は、今日ひろがっている国民各層のスポーツ要求に積極的にこたえ、職場、地域、学園を基礎に自主的で民主的なスポーツ活動の組織化とその活動水準向上のために系統的に活動し、勤労者と国民のスポーツ活動の発展に貢献していくものである。